**令和５年度第４回障害のある人もない人も安心して暮らせる**

**高知県づくり条例（仮称）検討委員会の概要**

**１ 日 時** 令和５年８月７日（月）１５時～１７時５分

**２ 場 所** 高知城ホール　２階　中会議室

**３ 検討内容**

**（１）手話言語条例の進捗について**

主な意見

* 手話を言語とされている方や、情報アクセスに障害がある方は、社会の流れに対して、まだまだ情報ソースにたどりつくのに困難があるので、手話言語条例の制定についても、一定のスピード感を持って進めていただきたい。

**（２）デジタル化における情報保障の重要性について**

主な意見

* 手話言語条例とあわせて、情報アクセスの向上やコミュニケーション支援について考える必要がある。
* 全国的には、マイナンバーカードの写真に、重度肢体障害で座位を保持するために車椅子の後ろにヘッドギアがあると、邪魔なのでのけてくださいと言われてしまうが、のけると、顔写真を撮れないため、マイナンバーカードを諦めないといけないという状況がある。今後、紙の保険証がなくなると、保険が使えないという状況になり、情報デジタル社会から排除、社会から排除されることになる。そういう意味で、情報アクセスについては、これからもっと重要性が高まるので、一緒にあわせて考えてほしい。
* 令和元年度の検討委員会では、デジタルのことは議論にでてきていなかった。デジタル化の中で、一番困難性を持っているのは、自分たちの周りにいる知的な障害を持っている方。マイナンバーカードの必要性にはじまり、取得するまで、難しさがあり、カード取得までに頓挫してしまう。デジタル化を進めていく際、障害者の問題をぬきには前に進めない。この委員会の中でもぜひ議論の中の大きい柱として議論を進めていただきたい。
* 障害のある人の中には、携帯電話のゲームに課金をしすぎて、お金がなくなり困り果てて相談に来られる方もいる。あるいは、契約をさせられてしまってから相談ということもある。障害のある人だけでなく、高齢者や子どもも含めて誰もが安心して暮らせるという点では、マイナンバーカードの手続きも含めて、色々と課題がある。

**（３）紛争解決の仕組みについて**

主な意見

**①調整委員会の位置付け**

* 調整委員会に独立性を担保させるのか、それとも附属機関の位置付けになるのか、整理が必要。（井上委員、鈴木委員長）
* 調整委員会が当事者と一緒に話し合いを進めて、勧告・公表はせず、円満な形で解決につなげるというやり方も考えられる。公表しない場合には、地域協議会に報告するということも考えられる。
* 差別解消支援地域協議会には、差別事例の解決の仕組みづくりであったり、解決のモデルを作るという機能もあるので、調整委員会の調整内容が、差別解消支援地域協議会にフィードバックされる仕組みを紛争解決の仕組みの中にきちんと位置づけた方が良い。

（事例内容のプライバシーに十分配慮した上で、その情報をフィードバックする）

* 紛争解決の仕組みにおける話し合いを通して、事業者側も当事者も行政も県民も、理解を深めていくプロセスを重視するという考え方もあると思う。（当事者は自分たちの権利や合理的配慮の申出方など）

**②調整委員会のメンバーについて**

* 他県のメンバーには、当事者が入っていることもあるけれど、独立性という点では、差別を受けた者の代表として入るので、公平性を担保する上では,当事者は入らない方がいいのではないか。

（当事者の委員がいるので、障害者に有利な答えしか出ないのではないかという風に思われてしまうと公平性という点で弱くなるのではないか）

* 調整の中で、当事者の視点がどうしても必要なことはあるので、意見をいただいた方が良い。公平性という点では、委員としての知見と、専門性を持って参加するという面から、やはり当事者性という点も調整を図る上で不可欠な性質だという風に考える。
* この手続きは、正しい判断をするというものではなく、歩み寄りのためのものなので、それぞれの事業者側によく実情を分かっている人も入り、当事者側によく実情を分かっている人もあって双方向調整し合いながら、話をするということが必要なのではないか。公平性という点では、当事者団体が団体としての力を強めていければ、そういった場でもプロとして入っていただきたい。
* 県民の障害者に対する知識や理解が広がっていけば、ゆくゆくは当事者が入らなくてもいい調整委員会になればいいと思うが、まだまだ不十分なところがあるので、それをスタートラインまで上げるためのものではないかと考えている。相談先にしても、市町村の窓口にしても、手話で対応ができる場所がない。知的障害がある方にしても、対応できる人が足りない。そのスタートラインに、皆さんと同じ立ち位置に上がるまで、当事者が関わっていくという部分が必要なのではないかと考える。
* 本来、障害のある人たちのことを周りの県民がしっかり理解をし、その困難ということにそれぞれ寄り添っていれば、障害の有る無しに関わらず委員が組めるということだが、現段階では、そうではないので、やはり当事者性のある委員の参加は必要。
* 当事者の人が委員として入ることで、それぞれの障害について、どんなことがその方にとってしんどかったのかがより想像できるので、入った方がいいと考える。
* 当事者ということでいえば、事業者についても当事者となる。委員会の構成メンバーのそれぞれの視点による話し合いということで、当事者が入ることについて異論はない。

**③助言・あっせんの対象について**

* 事務局案では、行政については、行政不服申し立て等ができるので対象にしていないということだが、不服申し立てができる内容は限られているし、県でとりまとめている相談事案についても、多くは行政での対応に関する相談が多いので、そこから手をつけていかないと変わらないのではないか。（助言・あっせんの対象に行政も含める。）そこで紛争解決システムが使えない、あっせんまでいけないということでは、物事がなかなか進んでいかないのではないか。

書きぶりとしては、参考資料にある長野県の条例の書きぶりが参考になると思う。

**④専門相談員について**

* 専門相談員について、県が設置する場合には一定の専門性が求められる。専門性がないのであれば、逆に置かない方がいいという考え方もある。（相談は身近な市町村で対応して、紛争解決の仕組みは県で構えるなど。）
* 専門相談員と、セットで弁護士やソーシャルワーカーなどのスーパーバイザーをつける仕組みにしないと仕組みとしては機能しないのではないか。
* 専門相談員に持たせる役割によって、どんな人を配置するか検討が必要。事案の聞き取りや双方の調整、助言までを専門相談員が行う場合は、それなりの専門性を持った人でないと意味がない。
* 障害者基本法や総合支援法に基づき、福祉相談も含め、相談対応については本来、市町村に求められていることだが、市町村の基盤が弱いということであれば、県として専門相談員を設置するという選択肢が必要になってくる。
* 市町村での相談体制やその人材育成の部分は県の役割だと思うので、その辺りをどのように条例に盛り込むかは次回の宿題。
* 専門相談員にも一定の独立性が必要。その部分を担保するためにどんな仕組みにするかについても検討が必要。